

「さもあらばあれ」の条件形式化

北 崎 勇 帆

1 はじめに

以下(1)の「であれ」「にせよ(しろ)」のように、用言命令形を含む複合的な形式が、逆接仮定条件形式的に用いられることがある。

- (1) a. どんな形であれ、普通と異なる人々も、本当に自由に生きられる世の中が来ると良いですね。
(BCCWJ・Yahoo!知恵袋・OC10_02430,3840¹)
- b. いずれにせよ日本テレビの青春ドラマは、各年代毎にマッチした、“青春スター”を創造することでその流れを形作ってきたといえる。
(BCCWJ・日本テレビ編『日テレドラマ半世紀』[2005] PB57_00044,10800)
- c. どんなトレーニングを行うにしろ、まず元となる基質をプールしておくことは何より重要。食生活で十分に賄えない場合は、サプリで補給する必要がある。
(BCCWJ・マガジンハウス『Tarzan』[2004] PM41_01185,19020)

それぞれ「どんな形であっても」「いずれにしても」「どんなトレーニングを行うにしても」に換言可能であり、命令形が本来持つ、命令・希求の意はここにはない。これらの形式のうち、「であれ」は、平安初期訓点資料において(2)「もあれ(まれ)」として現れるのが文献上では早く、特に中古和文資料においては体言や名詞句に接続する形で

- (3) 「にもあれ」(もしくは用言に接続する形で「～もあれ」)として現れ、その後、「にてもあれ」「でもあれ」へと移行し、現代の「であれ」に至る(北崎2016)。
- (2) a. 若阿練若の処に在(り)てもあれ、若樹下に在(り)てもあれ、若空舎に在(り)てもあれ二の法を念(ず)応(し)。《若在阿練若処。若在樹下若在空舎。応念二法。(T1646_32.0358a14-15)》
(成実論天長点巻22 [828] 4上20)
- b. 衆生の〔於〕此の瞻部の内にマレ、或は〔於〕他方世界の中にマレありて、作ル所の種々の勝(れ)たる福因には、我レ今皆悉ク随喜を生ず。《衆生於此瞻部内

¹ 用例にはそれぞれ成立年代と典拠の情報(BCCWJ・CHJに関してはサンプルIDと開始位置)を記載する。用例中の傍線・強調・注釈は全て稿者によるもので、適宜、異体字は通行字に置き換え、濁点を付した。

或於他方世界中 所作種種勝福因 我今皆悉生隨喜》

(西大寺本金光明最勝王經古点巻2 [830 頃] 40-19)

- (3) a. 何事にもあれ、いそぎて物へ行くべきをりに、まづ我さるべき所へ行くとして、
「ただいまおこせむ」とて出でぬる車待つほどこそ、いと心もとなけれ。
(枕草子 155 [1001 頃] 20-枕草 1001_00154,3800)
- b. 君といへば 見まれ見ずまれ 富士の嶺の めづらしげなく 燃ゆるわが恋
(古今和歌集 680 [905] 20-古今 0906_00015,1010)
- c. 宮、「いなや。さもあらずや。なを、さるらん。かゝるけしきぞやみ給。すべ
て、よくもあれあしくもあれ、おとこ、女にてぞあるべかりける。
(うつほ物語・蔵開上 [10C 後半] 565-1)

北崎 (2016, 2019 予定) では、この「(に) もあれ」の成立過程として (4) のような「放任を表す命令形の文」に、その事態の成立を望ましくないと思う話し手による「話し手の態度や結果を予告する文」が後続する (5a) ことで、それら 2 文が逆接仮定条件文的な関係性を持つようになった (5b) ことを想定した。

- (4) a. 大船を 漕ぎのまにまに 岩に触れ 覆らば覆れ 〈覆者覆〉妹によりては
(万葉集 4-557 [8C] 10-万葉 0759_00004,25480)
- b. 大船を 漕ぎ行くはずみ 岩に触れて 転覆するなら転覆してもよい それも彼女のためだというのなら
(新全集訳)
- (5) a. [放任文 … 命令形]。[後続文 …]。
b. [逆接仮定条件文 [条件節 … 命令形], [主節 …]]

これは、命令形の逆接仮定条件の用法²の発生を、命令形のいわゆる「放任用法」に求める考え方である³が、「未然形+ば+命令形」という放任の構文が上代に存する一方で、(2, 3) にも見たように、平安初期訓点資料・中古和文においては既に「もあれ (まれ)」が固定的に用いられており、用法には断絶が見られる。すなわち、上の変化経路はあくまでも論理的に導かれるものであって、例えば、「未然形+ば+あれ」が逆接仮定条件を示すような過渡的な例は、文献上見出されない。

文献の制約の問題でこれ以上変化過程を詳らかにできないならば、「放任から逆接仮定条件へ」という変化を他の類似形式に見出すことで、(5) の変化を補強することはできないだろうか。本稿ではこの観点に基づき、「未然形+ば+命令形」の構文による定型的

² 逆接仮定条件の用法も「放任」として扱われることがあるが、本稿では逆接仮定用法と放任用法を分けて考える。

³ 動詞「あり」は已然形・命令形が同一の形態であるが、「であれ」類の「あれ」は已然形としては認められない。

な表現である「さもあらばあれ」に注目する。

2 放任の文型と条件文的解釈

2.1 「未然形+ば+命令形」と「さもあらばあれ」

まず、上例(4)の類例を示す。これら「未然形+ば+命令形」は和歌に特徴的に見られる表現で、示される事態の成立を仮定した上で、「もしその事態が起こるならば起こってもよい」と自棄的に述べるものである。命令形が用いられてはいるものの、事態の成立を積極的に求めるものではなく、むしろ(4)「船が転覆するならば転覆しても構わない」、(6a)「(確かに共寝さえしたならば)刈薦のように乱れるならば乱れても(ばらばらになっても)構わない」、(6b)「死ぬなら死んでも構わない」の意で、そのままであれば成立してしまう事態の成立を許容・放任する意を持つ。

- (6) a. 笹葉に 打つや霰の たしだしに 率寝てむ後は 人は離ゆとも 愛しと さ寝し
しさ寝てば 刈薦の 乱れば乱れ <美陀礼婆美陀礼> さ寝しさ寝てば
(古事記歌謡 80 [712] 4)
- b. 露霜の 消なば消ぬべく 行く鳥の 争ふはしに <一云、朝霜の 消なば消 <消者消> と言ふに うつせみと 争ふはしに>
(万葉集 2-199 [8C] 10-万葉 0759_00002,57560)

この構文は中古以降の韻文にも引き継がれる。

- (7) a. 富士の嶺の ならぬ思ひに 燃えば燃え 神だに消たぬ 空し煙を
(古今和歌集 1028 [905] 20-古今 0906_00020,23920)
- b. わが袖に うつらばうつれ てもやめず つみやいれまし なでしこの花
(古今和歌六帖 3629 [976-987])
- c. ちらずまつ はなの心もみえぬらし けふよりのちは ふかばふけ風
(実方集 294 [-998])
- d. おちにきと かたらばかたれ をみなへし こよひは花の かげにやどらん
(千載和歌集 1188 [1187])
- e. ながむれば 恋しき人の こひしきに くもらばくもれ 秋のよの月
(金葉和歌集二度本 369 [1226-1227])

この「未然形+ば+命令形」による定型表現として、「さもあらばあれ」が中古以降に

4 「乱れ」は下二段活用「乱る」。上代においては命令形語尾「よ」は義務的ではない。(7)の「燃え」も同様。

見られる。指示詞「さ」によって、話し手にとって望ましくない前文脈を承けて「そうあるならばそうあっても構わない」と放任する表現である。例えば (8a) は「自身の姿を見られたこと」、(8b) は「右大臣と仲忠とが同じ気持ちでないこと」のように、これらの「さもあらばあれ」において、「さ」は具体的な事態・状態を照応する。

(8) a. なかのきみ、「われ、かくて、いみじきさまを見えぬるは、[自身の悲惨な姿を見られてしまったことが] **さもあらばあれ**。ことよにやはへたる。かくなしたるにこそはあめれ。これを、かくすと見えぬるは、いみじくかなしきこと。...

(うつほ物語・蔵開下 [10C 後半] 644-2)

b. 宮、「いとふようのみこそ。さこそあなれ。さふけうならむ物をば、^(不用)ことも、なみ給そかし。[右大臣と仲忠とが同じ気持ちでないことが] **さもあらばあれ**。それらは、ひとつ心ならずともありなむ。

(うつほ物語・国譲下 [10C 後半] 823-16)

c. これかれ集まりて、「世界にまでなど、言ひ騒ぎけること」など言へば、「[侍女らに騒がれていることが] **さもあらばれ**、いまはなほしかるべき身かは」などぞ答ふる。

(蜻蛉日記 [975 頃] 20-蜻蛉 0974_00005,60210)

d. 「...」 [=女房らによる北の方の陰口] などにくみあへるに、御心いとつらうおぼえたまふ。[北の方は]「[女房らに陰口を言われていることが] **さもあらばあれ**、[帥宮に] 近うだに見聞こえじ」とて、

(和泉式部日記 [11C 初] 20-和泉 1010_00001,209740)

e. ひたぶるに しなばなにかは **さもあらばあれ** いきてかひなき 物思ふ身は
(拾遺和歌集 934 [1005-1007])

他方で、指示内容を字義通りに「そうあるならば」と考えると意味が取れない例もある。例えば (9a) は病に臥せる道綱母が、「早く屋敷を見せたい」と言っていた兼家の口約束について、自分の命も分からず、兼家の心もわからないので、「さもあらば(あ)れ」と思う場面である。(8) の例とは異なり、「さ」が具体的にどのような状態であるのかを文脈から読み取ることはできず、「どうなっても構わない」と、不定的な事態の成立を許容している⁵。

(9) a. 返りごとには、ただ、『生きて生けらぬ』と聞こえよ」と言はせて、思ひ臥したれば、あはれ、げにいとをかしかなるところを、命も知らず、人の心も知らねば、いつしか見せむとありしも、**さもあらばれ**、やみなむかしと思ふもあはれなり。
(蜻蛉日記 [975 頃] 20-蜻蛉 0974_00004,19150)

⁵ 古田 (2003) は漢文訓詁における「遮莫」「任他」の訓としての「さもあらばあれ」の受容を論じたものであるが、和文の「さもあらばあれ」について論じた節に、院政期以降、「一まとまりの成句として「どうでもよい、構わない」の意味で使われるようになる」(古田 2003 : 12) ことの指摘がある。

- b. 男，女がたゆるされたりければ，女のある所に来てむかひをりければ，女，「いとかたはなり。身も亡びなむ，かくなせそ」といひければ，
思ふには しのぶることぞ まけにける あふにしかへば **さもあらばあれ**
といひて，曹司におりたまへれば，

(伊勢物語 [10C 初] 20-伊勢 0920_00001,122700)

- c. 五月雨に はなたちばなの かをる夜は 月すむ秋も **さもあらばあれ**
(千載和歌集 176 [1187])

上代・中古のソ（サ）系列の指示詞は，言語文脈に直接現れない間接的な知識を「指示」することがあり（岡崎 2006），言語上に現れない対象の指示は次例のように不定性との結びつきが強い。

- (10) a. 山の峽 **そ**ことも見えず〈曾許登母見延受〉[=どことも見えず] 一昨日も 昨日も
日も今日も 雪の降れば （万葉集 17-3924 [8C] 10-万葉 0759_00017,9240）
b. しかじか，そこはかとなく，さりげなく，さらぬ N （以上，岡崎 2006 : 86）

また，「さもあらばあれ」を構成する助詞「も」は事態 A を代表して取り上げ，それ以外の事態も（事態 B でも事態 C でも）その条件に合致することを含意する。不定的な「さもあらばあれ」の「どうあっても」の意は，不定性と強く結びつく「さ」と，照応する事態以外の成立の許容を含意する「も」の性質によって，前文脈を一对一で直接照応する「そのようであっても」という意味合いが背景化されたことによるものだろう。

2.2 条件文的解釈が可能な例

ここで，以下の歌に注目したい。

- (11) たらちめの むかしのおやは **さもあらばあれ** さてやはむまの かみのこは
よき （仲文集 34 [-992])

藤原仲文が「たらちめの昔のおやのかほみればうみのこどもぞ思ひやらるる」（昔の親の顔を知っているのに，子どもの顔が想像される＝あなたに一度お会いしてみたい）と詠んだのに対し，女が返した歌である。仲文の父は右馬守であり，「むまのかみのこ」は仲文を指す。「昔の親はどうでもよい。それはそれとして，子のあなたは美しいのでしょうか」という歌意であるが，第 2 句の「むかしのおや」と第 5 句「むまのかみのこ」の対比性により，「昔の親はどうであっても，子のあなたは美しいのでしょうか」のように，「さもあらばあれ」は逆接仮定条件的に解釈される。このような句型は，特に院政期以降によく見られるようになる。

- (12) a. ひとしれぬ なかにぬるるは **さもあらばあれ** さらでかは(か)らぬ そでやた
 れゆゑ (為仲集 154 [-1085])
- b. むばたまの よはのけしきは **さもあらばあれ** 人の心の 春旦ともがな
 (後拾遺和歌集 684 [1086])
- c. 春はなほ はなのほひも **さもあらばあれ** ただ身にしむは 曙のそら
 (千載和歌集 40 [1187])
- d. ある時、夢にこの [傍らに放り出された古い] 地藏、恨みたる気色にて、
世を救ふ 心は我も あるものを 仮りの質は **さもあらばあれ**
 かく打ちながめ給ふと見て、驚き騒ぎて一つの厨子すがたに安置して、同じく供養をの
 べけるとぞ。 (沙石集巻 2-5 [1279-1283] 99-8⁶)
- e. 伊せの海の きよきなぎさは **さもあらばあれ** われはにごれる 水にやどらん
 (玉葉和歌集 2617 [1312])

上のような「さもあらばあれ」を挟む形で2つの事柄が並置される歌は、ひとまず「Aは{そのようで/どのようで}あっても構わない。Bは~」のように解釈されるが、「Aは{そうで/どうで}あっても、Bは~」のように捉えて、逆接仮定条件の意味合いを読み込むこともできる。散文にも同様の例が見られる。

- (13) a. 夏の終、秋の始、人酔ひ世濁りしその間の妄念は、**さもあらばあれ**、南無西方弥陀観音、その時の発心等閑ならずは、来迎たのみあり。(海道記 [1222] 69-2)
- b. 人のそしりはさもあらばあれ、[あなたは]とく / \ まいらせ給へ
 (古今著聞集巻 8 [1254] 265-8)

鎌倉期以降、「さもあらばあれ」に遅れる形で、「未然形+ば+命令形」と連続する「不定語+もあらばあれ」や、同様に逆接条件と解される「~もならばなれ」⁷の例がある⁸。併せて挙げておく。

- (14) a. 何万大劫モ。生死海_ニモ。**アラバアレ**。何、ワビシカラムゾ。
 (解脱門義聴集記第 3 [1236-1247] 66-18)
- b. イカニモ。**アラバアレ**。此、信智ヲオモハヘテ。ホレ / \ トシテ。四五六年アラバ。事ヲシ出タサムズル也。
 (解脱門義聴集記第 3 [1236-1247] 67-2)

⁶ 「仮りの質は**さもあらばあれ** 夜を救ふ心は我もあるものを」の倒置。

⁷ 中古韻文にも「ならばなれ」の例はあるが、逆接仮定条件的な解釈はできない。

・こひすとて みはいたづらに **ならばなれ** われなつむしに なりやしなまし

(陽成院歌合 4 [912 頃])

・世の中は あすか川にも **ならばなれ** 君と我とが なかしたえずは (小野小町集 84)

⁸ (14b) (15b) の例は (湯沢 1940 [1926] : 26) に「放任し譲歩する所から仮設の意の副詞的文句を作り、以て下の文句に關係せしめる用法」として挙げられている。

c. いかならん所にててもあらばあれ、父御前のましまさん所へぞ生れたき。

(長門本平家物語巻19 [13C] 4-268-14)

d. なに家でもあらばあれ。物の具な脱がせそ。

(高野本平家物語巻11 勝浦 [13C] 下 265-2)

e. かぞふれば、ことしはみとせになりぬ、何事をむねとして、かくては侍ぞ、いかににもあらばあれ、只今とりつけてこときりてん

(古今著聞集巻16 [1254] 435-4)

(15) a. されば、「いかにもいかにも我が身亡くならばなれ、ただこれにかはりなん」と思ひて、この女の父母にいふやう、「思ひ構ふる事こそ侍れ。もしこの君の御事によりて滅びなどし給はば、苦しと思さるべき」と問へば、「このために、みづからはいたづらにもならばなれ、さらに苦しからず。生きても何にかはし侍らんずる。ただ思されんままに、いかにもいかにもし給へ」といらふれば、

(宇治拾遺物語巻10-6 [1220頃] 30-宇治 1220_10006,12670)

b. 新中納言、「何の物にもならばなれ、我命をたすけたらんものを。あるべうもなし」とのたまへば、

(高野本平家物語巻9 知章最期 [13C] 下 178-14⁹)

c. 清盛、我にだに従はば、末代は子孫の為にはいかなる敵にもならばなれ、三人の子共をば助けばやと思はれける。

(義経記巻1 [室町中期] 22-2)

d. 公界事ハ、ナントモナラバナレ、我身タニ無為デスギバト思ゾ。

(史記抄・蘇秦列伝 [1477] 2-165-3)

2.3 室町以降の「さもあらばあれ」

以上のように、「さもあらばあれ」とそれに類する形式は、特に前文脈の成立を放任したうえで対比的な後続部が述べられる場合、逆接仮定条件形式的な意味合いを持つ。しかしながらこのことは、「さもあらばあれ」類が接続形式であるという意識下で積極的に用いられていたことを示すものではない。単に条件的解釈が可能であったというだけであって、あくまでも形式としては命令形の文終止の機能を残していた可能性も十分にあり、そのどちらであるかはここまでに挙げた例からは判断し難い。

そうした状況下において、次に示すキリシタン資料の記述は「さもあらばあれ」が室町後期に逆接仮定条件形式として認識されていたことを示すものとして注目される。まず、文典・辞書類において、(16a-c)では「さもあればあれ」が「であれ」の類と一括されており、統語的には接続助詞と同等であったことが示され、(16d)においても「さもあらばあれ」が逆接的な意味合いを持つ¹⁰ことの記述がある。

⁹ 斯道本にも「何レノ物ニモ成バナレ」(巻9・546-10)とあり、天草版には対応箇所がない。

¹⁰ 原文“Seja como quer que for.”(影印 p.445)は in any case の意のイディオム。

(16) a. 次の言ひ方はこの〔存在動詞の許容法又は讓歩法の未来の〕法に属する。

Samoaraba are (さもあらばあれ), Tarenite are (誰にてあれ)¹¹, Taredemo are (誰でもあれ), Fitonitemo are (人にてあれ), Samo are (さもあれ), Taredemo arecaxi (誰でもあれかし), Voyanitemo, conitemo, mataua tarenitemo are. (親にても, 子にても, 又は誰にてもあれ), Tomoare (ともあれ)。

(ロドリゲス日本大文典第1巻・存在動詞‘御座る’の活用 [1604刊] 24)

b. 同じく又, 許容法の条で見られるやうに, Aguei (上げい) の形は, 許容法に立つ第二人称に使はれる。例へば, Tarenitemo are (誰にてもあれ), taredemo are (誰でもあれ), samoaraba are (さもあらばあれ), 等。

(同・命令法の現在: 58)

c. Samo araba are. (さもあらばあれ。) Taredemo are. (誰でもあれ。) Fitonitemo are. (人にてあれ。) Samo are, tomo are. (さもあれ, ともあれ。) Voya nitemo, conitemo, mataua tarenitemo are. (親にても, 子にても, 又は誰にてもあれ。)

(同・可能法の許容法又は讓歩法: 89)

d. Samo. サモ (さも) 副詞。そのように。例, Samo are. (さもあれ) たとえそうであらうとも。¶Samo araba are. (さもあらばあれ) たとえどんな具合であらうとも。
(邦訳日葡辞書 [1603刊] 552)

また, 天草版平家物語には「さもあらばあれ」が1例存するが, 原文では famo araba are, と, ピリオドで文を終止することはせずに, カンマで後続部に続ける形を取っており, 接続形式的な使用であると解釈される¹²。他の文語キリシタン資料のローマ字本の「さもあらばあれ」類もやはり, 文終止の位置では用いられていない。

(17) a. その証拠は余所までも無い, 日本にも多い。余の人は**然も有らば有れ**, 〈Yo no fito ua famo araba are, 〉^(慶秀) ケイユウ が門徒に限っては今宵六波羅へ押し寄せて討ち死にをせう (天草版平家物語巻2-4 [1592刊] 40-天平1592_02004,8370)

b. moxi fono vchi ni fito atte banmin no tamenia famo araba are, vaga tame niua fono föxiqi fuca nari to vomô mono mo arubexi: (もしその内に人あって万人のためには**さもあらばあれ**, 我がためにはその法式不可なりと思う者もあるべし)

¹¹ “nitemo” の脱字か。

¹² なお, 天草版の成立については原拠本からの影響を考慮すべきであるが, 当該例は鎌倉時代の平家物語の対応箇所には「さもあらばあれ」とない箇所であり, むしろ天草版成立時に新たに導入された語句のようである。

・…ト云本文アリ, 余ハ知ラズ, 慶重ガ門徒ニ於テハ, 今夜, 六波羅へ, フシヨセテ, 討死セヨトゾ申ケル, (斯道本平家物語巻4 [13C] 270-10)

・…といふ本文あり。自余は知らず, 慶秀が門徒においては, 今夜六波羅におしよせて, 打死せよや」とぞ僉議しける。(高野本平家物語巻4大衆揃 [13C] 上 235-5)

(どちな・きりしたんローマ字本天草学林刊本 [1592 刊] 92)

c. fitoua nanitomo araba are, vagamiuo vafururu coto nacare. (人は何ともあらばあれ,
我が身を忘るることなかれ)

(コンテムツス・ムンゼローマ字本 [1596 刊] 88-10)

d. Asuaa nani nimo naraba nare, fauano guioiuo somuiteua xenga nai. (明日は何にもなら
ばなれ, 母の御意を背いては詮がない) (ロドリゲス日本大文典: 89¹³)

3 「さもあらばあれ」の条件形式化

前節では、放任を示す「未然形+ば+命令形」の構文のうち、特に「さもあらばあれ」が対比的な事柄に挟まれる場合に逆接仮定条件的な解釈が可能であること、また、遅くとも室町期には実際に条件形式として認識されていたことを見た。本節ではこの変化について、「さもあらばあれ」の前文脈と後続部の関係性が、逆接仮定条件文の前件・後件の関係性と近似し、命令形が条件形式として解釈されやすい環境を持つために、逆接仮定条件形式的な「さもあらばあれ」が発生したものと考えたい。

- (18) a. [放任文 (…は) さもあらばあれ]。
b. [放任文 (…は) さもあらばあれ]。[対比的な後続文 …]。
c. [逆接仮定条件文 [条件前 (…は) さもあらばあれ], [主節 …]]。

以下、逆接仮定条件文が前件の任意性を含意すること (3.1)、同語反復による表現が対比的な句型を獲得するまでのプロセス (3.2)、命令形が条件形式的に再分析可能となること (3.3) の順に述べる。なお、命令形の典型的用法である「命令」は一般には遂行能力を持つ聞き手に対する意志的行為の実現成立の要求を指すが、古代語においては当該用法において非意志的述語も命令形を取りうるので、ここでは当期における「命令」に、非意志的事態の成立を求める「希求」を含めて考える。

3.1 逆接仮定条件文と前件の任意性

まず、逆接仮定条件文が前件の成立に関して任意性を持つことを確認する。逆接仮定条件文は、前件の内容から通常期待される帰結 (19a) に反する事態が、後件と関係を結ぶ (19b) ものである。「前件の内容にかかわらず後件が成立する」という前件の任意性の含意は、(19b) と、(19a) の誘導推論である (19c) を併せることで、前件と前件の否定、すなわち全ての場合において後件 (ここでは「大会が中止にならない」こと) が成

¹³ 『小文典』では当該例にポルトガル語訳が付されている。邦訳を示す。

・すなわち、私のことが明日どうであろうとも (Amanhaam seja de mim o que for,)、わが母の意志に背くようなことがあってはならない。
(ロドリゲス日本小文典巻1 [1620 刊] 103)

立することが推論されるために可能となる¹⁴。

- (19) a. もし雨が降ったら、大会は中止になる。(P→Q)
b. もし雨が降っても、大会は中止にならない。(P→¬Q)
c. もし雨が降らなかったら、大会は中止にならない。(¬P→¬Q)

なお、逆接仮定形式は並列の条件文においても、集合全体を含意することによって擬似的に不定集合を構成する（前田 1993）ので、この点においてもやはり、前件の成立如何に拘束されずに後件が成立することを述べる文と連続する。

- (20) a. もし雨が降っても、大会は中止にならない。(P₁→¬Q)
b. もし雨が降っても台風が来ても、大会は中止にならない。(P₁∨P₂→¬Q)
c. もし雨が降っても台風が来ても雷が落ちてても、大会は中止にならない。(P₁∨P₂∨P₃→¬Q)
d. 何があっても、大会は中止にならない。

3.2 同語反復仮定と対比的な句型

まず、「さもあらばあれ」よりも一般的な、同一の用言を繰り返す「動詞+ば+動詞」の構文を見ることにより、この表現が事態成立についての望ましくなさを含意することを確認する。山口（1976）は条件句と帰結句が同一の語を取る表現に着目し、これを「同語反復の仮定表現」とした。この構文は「未然形+ば+命令形」という命令形述語に限らず、次例のように「ば」の後件に種々の述語を取る。これら「同語反復仮定」の表現は「現実では最早どうしようもない」という「自棄的な情意」や「断念の情意」（山口 1976）、「悲壮な情意」（小柳 2009）を表す¹⁵という。

- (21) a. 奈良山を にほはす黄葉 手折り来て 今夜かざしつ 散らば散るとも〈落者雖落〉
(万葉集 8-1588 [8C] 10-万葉 0759_00008,50280)
b. 桜花 散らば散らなむ 散らずとて ふるさと人の 来ても見なくに
(古今和歌集 74 [905] 20-古今 0906_00003,1620)
c. 散りぬれば 恋ふれどしるし なきものを 今日こそ桜 折らば折りてめ
(古今和歌集 64 [905] 20-古今 0906_00002,26700)

本稿で扱ってきた「未然形+ば+命令形」もこの表現の一部に位置付けられる。話し手がその認識内において事態の成立を仮定した上で、後句において「(もしその事態が起こ

¹⁴ 坂原（1985）、安（1997）を参照。

¹⁵ 小柳（2009）は「ば」の前件と後件の事態が一致しないもの（「知らば知るらめ」「折らばや折らむ」）まで同語反復の射程に含め、「悲壮な情意」は前件と後件の事態が一致し、発話者の不望の評価が加わることによってのみ読み取られる意味であるとする。

るならば)起これ」と自棄的に表現するものである(4)の「船が転覆すること」、(6)の「ばらばらになること」「死ぬこと」などは、話し手・詠み手にとって成立が望ましいものではなく、「さもあらばあれ」も「そうあるならばそうあってほしい」と成立を望むものではない。2.1で見た、具体的な要素を照応しない「さもあらばあれ」も同様に同語反復仮定の性質を引き継いでおり、前件事態が何らかの成立のあり方を迎えることについて、望ましさを積極的に表明するものではない¹⁶。

一方、命令形による通常の命令は当然のことながら、次例のように、命令形によって示される事態の成立が話し手にとって望ましいものであるという前提で発話が行われる。この「事態の望ましさ」という点において、放任と命令は一線を画す。

- (22) a. ほととぎす 厭ふ時なし あやめぐさ 縵にせむ日 こゆ鳴き渡れ〈鳴度礼〉
 (万葉集 10-1955 [8C] 10-万葉 0759_00010,38340)
- b. いま、金五十両賜はるべし。船の帰らむにつけて賜び送れ。もし、金賜はぬものならば、かの衣の質、返したべ。(竹取物語 [9C] 20-竹取 0900_00001,69420)
- c. [夕顔は]ぬかづき [=ほおずき] などいふ物のやうにだにあれかし。
 (枕草子 65 [1001 頃] 20-枕草 1001_00065,3780)

ある事態についての成立の望ましくなさを述べる場合、そこには通常の命令の場合とは異なり、必然的に別の成立のあり方についての話者の望みが含意される¹⁷。不定的な「さもあらばあれ」についても同様、やはり放任される前件と対比される他の事態の存在が含意され、これが言語上に実際に現れたのが、「～はさもあらばあれ、～」の句型であるものと考えられる。すなわち、「さもあらばあれ」自体が対比的な文脈を導く素地を持っているのである。

- (23) a. S_1 が (A_1 であるならば) A_1 であっても (A_2 でも A_3 でも...) 構わない
 → (S_1 以外の) S_2 は B であってほしい
- b. たらちめの s_1 むかしのおやは A_1 (A_2, A_3, \dots) さもあらばあれ さてやは s_2 むまのかみのこはよき (B 会ってみたい)

この(23)における S_1 と S_2 は、「 S_2 に関して S_1 の成立のあり方は任意的である」という論理関係を持つが、これは 3.1 に見た逆接仮定条件文における前件・後件と同様の関係性である。この意味的構造の近さによって、「さもあらばあれ」の逆接仮定条件形式的な

¹⁶ 不定的な事態を「どのようでもあってほしい」と望むことはできないので、「前件事態の成立を望まない」と解釈することもできないが、少なくとも望ましいものとは捉えていない。

¹⁷ 今井(1977)は同語反復仮定の歌に積極的な望みの意を認めず、例えば「折らば折りてめ」については、表面的には「桜を折ろう」としながら内実では愛惜の情を強調するもので、むしろ作者の本意が「折りたくない」ことにあることを述べる。

解釈が可能となっているものと考えたい。

3.3 命令文と条件文の近接性

以上、「さもあらばあれ」が逆接仮定条件的な解釈を可能とする背景について述べたが、2.3にも見たように、この形式は、ただ条件形式的解釈が可能というだけではなく、実際に、そうした意識の下で用いられていたようであった。この点に関しては、命令形がそもそも、一般に条件文的解釈を受けやすいということが前提にある。

既に述べたように、命令形は何らかの事態の成立を求める際に用いられる形式であるが、話し手が何らかの事態の成立を望む場合、その事態は発話時において未実現であるという語用論的条件が課される。このとき、未実現事態について述べる命令文の後には、その成立後に何が起こるかを示す帰結の文が生じしやすい（長野 1998）。

- (24) a. こっちに来い、いいものをやるぞ。
b. こっちに来たら、いいものをやるぞ。

「未実現事態の成立を求める」命令文と「未実現事態の成立を言語上で仮定する」仮定条件文の前件、「未実現事態の成立の結果を述べる」後続文と「未実現事態が成立した場合の帰結を示す」仮定条件文の後件は、それぞれ意味的に近接する。すなわち、命令文が仮定条件的解釈を受けやすいのは、これらがどちらも未実現事態について述べる文であるのが背景にあるものと考えられる。

命令形式が条件形式化として固定化する他の事例を概観しても、変化に伴い命令文成立のための語用論的条件からの何らかの逸脱が見られるものの、「事態が未実現である」ことは変化後においても保持される（北崎 2019 予定）。「さもあらばあれ」もまた、実現していない「ある」ことが話し手の観念の中で仮定され、その事態成立が命令形によって述べられる点においてこの類型に位置付けられる。

- (25) a. [饅頭の代金を払えと言われて] ^(大名)「此御せいたうたゞしひおりから、そのつれな事をいふてめいわくするな、よつてみようちはなすほどに 「刀ニてヲかくる
(虎明本狂言集・饅頭 [1642 写] 40-虎明 1642_02030,13150)
- b. いや / \ 其方立 侍とはいはれまい。なぜとおいやれ。さいぜん其方がいふには。... [中略、先に結んだ約束を述べる] ...といふたでないか。[約束を違えたことを咎める] (金岡筆 [1690 演] 53 下 10)
- c. 「誰が車ぞ」と問はせたまふに、「源中納言殿」と申せば、「中納言のにもあれ、大納言にてもあれ、かばかり多かる所に、いかで<この打杭あり>と見ながらは立てつるぞ。少し引きやらせよ」とのたまはずれば、
(落窪物語巻 2 [10C 末] 20-落窪 0986_00002,303780)

d. 昔ハ勝モセヨ負モセヨ, 取昇進シテコソ至候ヘト云々

(古事談 6-71 [1212-1215] 591-6)

4 類似事例

この「さもあらばあれ」の条件形式化は放任の用法が新たに逆接仮定条件の用法へと拡張する変化であったが、放任・不定と仮定条件が隣接する事例は他にも見られ、両者の近接性を示唆するものとして興味深いのでここで触れておく。

4.1 放任と逆接仮定

例えば、上代・中古に見られる「よし」類の副詞がこれに該当する。(26) は後続事態の成立を容認する文に共起して放任の意を表す場合、(27) は逆接条件と呼応して「たとえ」に近い意味を持つ場合である¹⁸。

- (26) a. みさご居る 荒磯に生ふる なのりその よし名は告らせ (吉名者告世) 親は知るとも
(万葉集 3-363 [8C] 10-万葉 0759_00003,42320)
- b. よしゑやし (縦恵八師) 死なむよ我妹 生けりとも かくのみこそ我が 恋ひ渡りなめ
(万葉集 13-3298 [8C] 10-万葉 0759_00013,46970)
- c. 流れては 妹背の山の なかに落つる 吉野の河の よしや世の中
(古今和歌集 828 [905] 20-古今 0906_00016,28840)
- (27) a. 人はよし (縦) 思ひ止むとも 玉かづら 影に見えつつ 忘らえぬかも
(万葉集 2-149 [8C] 10-万葉 0759_00002,23910)
- b. 石見の海 角の浦廻を 浦なしと 人こそ見らめ 潟なしと 人こそ見らめ よしゑやし (能咲八師) 浦はなくとも よしゑやし (縦画屋師) 潟はなくとも いさなとり
(万葉集 2-131 [8C] 10-万葉 0759_00002,13440)
- c. 吉野河 よしや 人こそつらからめ はやく言ひてし 言は忘れじ
(古今和歌集 794 [905] 20-古今 0906_00016,17930)

4.2 不定と逆接仮定

¹⁸ 副詞的「よし」は形容詞「よし」からの派生であろうが、放任・仮定条件のどちらの用法が先行するかは決定し難い。『日本国語大辞典第2版』(小学館)は前者を先に、後者を後に掲げ、『時代別国語大辞典上代編』(三省堂)は前者を後に、後者を先に掲げる。『時代別』は「散りぬともよし (与斯)」(万葉集 5-821)のような許可を表す「(とも)よし」から仮定条件の「よし」が派生したものと見る立場であるが、許可を示す形容詞「よし」には「八田の 一本菅は 一人居りとも 大君し よし (与斯)」と聞こさば 一人居りとも(古事記歌謡 65)のように「ともよし」としない例もある。受諾の場面で「よし」を用いた例が古事記に見られること(小柳 2014)とも併せて、ここでは「よし」が一般に許可を示すことができたものと考え、仮定条件を示す副詞「よし」が放任の副詞「よし」を派生したものと見ない。

不定語やそれに類する形式が任意性を表すようになる事例としては、あれこれの意を表す「かたがた」や「いかさま」「いづれ」「どのみち（どっちみち）」などがある。後三者は後接する「にも」「にても」「にしても」の意を取り込んで脱落させる形で副詞化した語と思しく、不定語そのものが直接任意性を獲得した事例というわけではないが、不定語がその性格に基づいて任意性の意をも担保できるようになったものと見て、ここに挙げておく¹⁹。

- (28) a. かの人もいかに思ふらんといとほしけれど、**かたがた**思ほしかへして御ことつけもなし。
(源氏物語・空蝉 [1010 頃] 20-源氏 1010_00003,46830)
- b. [成親卿を殺すことに関して] 保元ニ行シ事忽ニ報テ、身ノ上ニムカワリニケリト思合ラレテ、怖シクコソ候シカ [=死罪を行えば報いが来る]。是 [=成親] ハサセル朝敵ニモアラズ。**方々**怖有ベシ [=いづれにしても慎むべきである]。
(延慶本平家物語一末 [13C] 132-13)
- (29) a. 「…**イカサマ**ニモ今夜首ヲ切ム事ハ不可然」ト宣ケレバ、入道猶心ユカズ、
(延慶本平家物語一末 [13C] 132-3)
- b. **いかさま**今日はこの所に逗留仕り候ひて、逆縁ながら念仏を申さうずるにて候
(謡曲・隅田川・島田 2006 : 305)
- (30) a. 景徐ノ山水軸ノ賛二問翁二何ゾ急ニ刺舟去 (中略) トアリ 三ノ句ハシカトハ不覺ソ、**イヅレ**ニ此心デアツタゾ (玉塵抄巻 2 [1563] 松本 2014 : 70)
- b. わごりよも**いづれ**、えんにつかひではかなふまひ所で、あれよりよひ所へゆけば身どもまで満足するが、
(虎明本狂言集・石神 [1642 写] 40-虎明 1642_05018,16920)
- (31) a. **どの道**にも午房に替る伊勢ゑび、いづれ祝ひの物に、是がなふてもよいはと、いふてはおかれぬものじや。
(世間胸算用巻 1 [1692 刊] 16 才 8)
- b. まだ私達には本心を明さねへから解らねへが**どの道**此方の家は及ずながら私が持きつておまへ達にふ自由はさせめへから安心してお在。
(春色連理の梅 5 編下 [1850 頃] 12 才 5)

4.3 例示と逆接仮定

範囲を広げて 3.1 に述べた例示との関係性まで考えれば、「例として他の物事を観念的に仮りてくらべる」(久山 1959 : 52) 意の「たとふ」に由来し、仮定条件と呼応する副詞「たとひ (たとへ)」が、例示の意を基盤として仮定条件を示す語へ展開した例として認められる²⁰。この語は漢文訓読語として発生し、当初は順接・逆接の両方と呼応する例

¹⁹ 不定語が汎称・一般化の用法を原理的に持ち得ることについては尾上 (1983) を参照。

²⁰ 「たとへば」も同様に「とも」を伴って逆接仮定条件を提示する用法を持ち、方言にも「たとえば有ってもだめだ」(日本方言大辞典・山形県米沢市・米沢言音考 [1902]) の例がある。

が見られるが、次第に順接の「もし」と棲み分けられ、逆接仮定専用形式になる（久山 1959, 築島 1963）。和文・和漢混淆文においては「たとひ」が逆接仮定条件でしか現れず、このことについて吉田（2015：34）は「日本語文で使用する際には、逆接仮定節で用いるという意識」があり、「当初から「たとひ—逆接仮定」という構文として用いられていた」ものと指摘する²¹。例示と前件の任意性と結びつきの強さを示唆する事例である。

- (32) a. 設令ひ違フこと有らば〔者〕終に敢（へ）て覆蔵セじ〔不〕。《設令有違者終不敢覆蔵》
（西大寺本金光明最勝王経古点巻 10 [830 頃] 37-2）
b. 縦ひ我が身は亡（せ）ヌとも苦とは為ザラ〔不〕マシ《縦我身亡不為苦》
（西大寺本金光明最勝王経古点巻 10 [830 頃] 194-8）

5 おわりに

以上本稿では、逆接仮定条件の「であれ」の成立過程に連続する二文の一文としての再分析を想定する立場から、それを補強する事例として、「さもあらばあれ」の逆接仮定条件化を見た。本稿の要点は以下の 2 点にまとめられる²²。

- ・「さもあらばあれ」は「未然形+ば+命令形」の構文の中の一定型であり、前文脈を照応して「そのようであるならばそのようであっても構わない」とするものと、不定的に「どのようであっても構わない」とするものがある。院政期以降に見られる対比的な「～はさもあらばあれ、～」の歌は逆接仮定条件的な解釈が可能であり、キリシタン資料では実際に条件形式的なものとして扱う意識が見える。
- ・前文脈の成立如何が不定的であることを提示し、それと対比される他の事態が存することを含意する「さもあらばあれ」の前文脈と後続部の関係性は、後件の成立に前件のあり方が拘束されないことを示す逆接仮定条件の文と近接性を持つ。「さもあらばあれ」の条件形式化は、命令形一般が条件形式的解釈を受けやすいという背景のもとで再分析が起こったことによるものである。

・たとへばひとり ながらへて すぎにしばかり すぐすとも 夢にゆめみる 心ちして ひまゆく駒
に ことならじ (千載和歌集 1157 [1187])

²¹ 久山（1959）は和文・和漢混淆文における逆接仮定条件への固定化の要因を、「縦令」「仮令」などに用いられる「令」「使」字と、命令形の文が持つ許容・仮設・放任の意との関連性に見る。本稿の立場からすれば魅力的な論ではあるが、3.3 に述べたように命令形自体は順接・逆接の両方に派生し得ることから採り難い。築島（1963：537）は院政期訓点資料においては概ね「たとひ—逆接」「もし—順接」の使い分けがあることを指摘しており、和文・和漢混淆文で用いられる場合も訓読語的意識で用いられる（大坪 1981：323, 吉田 2015）ことから、「もし」との棲み分けが生じたことによって訓読語の「たとひ」の典型が逆接仮定となり、それが和文側に取り入れられたと考えるのがよいだろうか。後考を期したい。

²² 類似する形式の「ともあれ」「さもあれ」などからの影響関係も考えられようが、ここでは基本的に「さもあらばあれ」単体で考えられることを述べた。

使用資料

上代 古事記歌謡：旧大系，万葉集：国立国語研究所編（2017）『日本語歴史コーパス 奈良時代編Ⅰ万葉集』（短単位データ 1.0 / 長単位データ 1.0，底本は新全集）

訓点資料 成実論天長点：鈴木一夫（1957）「成実論卷二十二天長五年点」『書陵部紀要』8，金光明最勝王経古点：春日政治（1942）『西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究』岩波書店

中古和文 竹取物語・伊勢物語・蜻蛉日記・落窪物語・枕草子・源氏物語・和泉式部日記・古今和歌集：国立国語研究所（2016）『日本語歴史コーパス 平安時代編』（短単位データ 1.1 / 長単位データ 1.1，底本は新全集），うつほ物語：室城秀之ほか共編（1999）『うつほ物語の総合研究 1』勉誠出版
上記以外の中古・中世韻文：『新編国歌大観』編集委員会監修（2012）『新編国歌大観 DVD-ROM for Windows』角川学芸出版

中世前期 宇治拾遺物語・海道記：国立国語研究所（2016）『日本語歴史コーパス 鎌倉時代編Ⅰ説話，隨筆』（短単位データ 1.1 / 長単位データ 1.1），古事談：新大系，古今著聞集：旧大系，沙石集：新全集，解脱門義聴集記：納富常天（1967）「明述・高信編「解脱門義聴集記」」『金沢文庫研究紀要』4，延慶本平家物語：北原保雄・小川栄一編（1990-1996）『延慶本平家物語』勉誠社，長門本平家物語：麻原美子・小川栄一・大倉浩・佐藤智広・小井土守敏編（2011）『平家物語長門本延慶本対照本文』勉誠出版，斯道本平家物語：慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編（1970）『百二十句本 平家物語』汲古書院，高野本平家物語：新大系

中世後期 義経記：新全集，史記抄：亀井孝・水沢利忠著（1965-1973）『史記桃源抄の研究』日本学術振興会²³，天草版平家物語：国立国語研究所（2018）『日本語歴史コーパス 室町時代編Ⅱキリシタン資料』（短単位データ 1.0 / 長単位データ 1.0），ロドリゲス日本大文典：土井忠生訳註（1955）『日本大文典』三省堂，ロドリゲス日本小文典：日笠博司編訳（1993）『日本小文典』新人物往来社，日葡辞書：土井忠生・森田武・長南実編訳（1980）『邦訳 日葡辞書』岩波書店・勉誠制作（2013）『日葡辞書 キリシタン版 カラー影印版』勉誠出版，どちりな・きりしたん：小島幸枝編（1966）『校本どちりなきりしたん』福井国語学グループ，コンテムツス・ムンヂ：勉誠社（1979）『コンテムツス・ムンヂ』，虎明本狂言集：国立国語研究所（2016）『日本語歴史コーパス 室町時代編Ⅰ狂言』（短単位データ 1.1 / 長単位データ 1.1，底本は大塚光信編（2006）『大蔵虎明能狂言集翻刻註解上・下』清文堂）

近世 金岡筆：野間光辰監修（1975）『翻刻絵入狂言本上・下』般庵野間光辰先生華甲記念会，世間胸算用：新編西鶴全集編集委員会編（2000-2007）『新編西鶴全集』勉誠出版，春色連理の梅：国立国語研究所編「日本語史研究用テキストデータ集」（<https://textdb01.ninjal.ac.jp/dataset/>）

現代 国立国語研究所『現代日本語書き言葉均衡コーパス（通常版）BCCWJ-NT』（Ver 1.1）

²³ 住谷芳幸氏による京大本史記抄テキスト（<http://www.gijodai.ac.jp/user/sumiya/kaken.htm>）を補助的に用いた。

参考文献

- 安善柱 (1997) 「逆接条件文に関する一考察」『筑波応用言語学研究』4, pp.55-68.
- 今井正 (1977) 「「折らばや折らむ」をめぐって—同語反復的仮定表現の考察—」『宇部短期大学学術報告』13, pp.11-20.
- 岡崎友子 (2006) 「感動詞・曖昧指示表現・否定対極表現について—ソ系(ソ・サ系列)指示詞再考—」『日本語の研究』2(2), pp.77-92.
- 尾上圭介 (1983) 「不定語の語性と用法」渡辺実編『副用語の研究』明治書院, pp.404-431.
- 北崎勇帆 (2016) 「複合助詞「であれ」「にせよ」「にしろ」の変遷」『日本語の研究』12(4), pp.1-17.
- (2019 予定) 「命令形式から条件形式へ」『国語と国文学』96(7).
- 小柳智一 (2009) 「同語反復仮定の表現と従属句化」『福岡教育大学国語科学研究論集』50, pp.1-18.
- (2014) 「奈良時代の配慮表現」野田尚史・高山善行・小林隆編『日本語の配慮表現の多様性—歴史的变化と地理的・社会的変異』くろしお出版, pp.57-74.
- 坂原茂 (1985) 『日常言語の推論』東京大学出版会.
- 島田泰子 (2006) 「イカサマ考—方言におけるサマ名詞熟語の一展開—」『叙説』33, pp.299-316.
- 築島裕 (1963) 『平安時代の漢文訓読語につきての研究』東京大学出版会.
- 長野ゆり (1998) 「仮定を表す「〜てみろ」の用法について」『日本語教育』96, pp.143-153.
- 久山善正 (1959) 「「タトヒ」(仮使・仮令)についての一考察」『訓点語と訓点資料』11, pp.41-58.
- 古田恵美子 (2003) 「中国語「遮莫」「任他」等の受容と「さもあらばあれ」」『横浜国立大学教育人間科学部紀要II人文科学』5, pp.1-12.
- 前田直子 (1993) 「逆接条件文「〜てモ」をめぐって」益岡隆志編『日本語の条件表現』くろしお出版, pp.149-167.
- 松本朋子 (2014) 「「いづれ」の歴史的変遷」『日本語・日本文化』41, pp.61-82.
- 山口堯二 (1976) 「同語反復的仮定表現の情意性」『国語国文』45(6), pp.44-54.
- 湯澤幸吉郎 (1926) 「軍記物の命令形について」『国語教育』11(9), 湯澤 (1940) 所収.
- (1940) 『国語学論考』八雲書林.
- 吉田永弘 (2016) 「副詞「たとひ」の構文」『国学院大学大学院紀要 文学研究科』47, pp.23-48.

付記 本稿は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費課題番号 16J00119)による成果の一部である。

(きたざき ゆうほ 大学院人文社会系研究科 博士課程3年)